

日本製鉄株式会社によるシアン流出事案等に係る報告等に対する評価及び県の対応の概要

シアン流出事案等の概要、評価書について

日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区において、令和4年6月に着色水流出・水路でのシアン検出事案が発生し、その後もシアン流出事案や水質測定結果の不適切な取扱い等、立て続けに事案が発生した。評価書では、県が令和5年1月に設置した有識者会議の意見も踏まえ、日本製鉄による原因分析や対策に係る県の評価及び同社に対する指導の内容について示す。

日本製鉄の報告等に対する評価（主なもの）

一連の事案の原因となった日本製鉄の問題点	日本製鉄が示した対策	県が日本製鉄に対し求める対策
(1) 有害物質に関するずさんなリスク管理など不十分な環境保全対策		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 脱硫液タンクのマンホール防食措置に係る不備 ○ 事実を正確に把握せず推論のみに基づく漫然とした対応 ○ 長期にわたるシアンの排水基準の超過 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「漏らさない」「漏れても排水系統に流さない」「排水系統で遮断する」の三重対策 ○ 回収した着色水の処理及び排水系統の清浄化 ○ シアン及び窒素低減処理装置の新設、増強 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場内の施設について、効果的な点検の実施 ○ 着色水流出事案に関連した排水系統について、水質が適切な状態になるまで対策の継続 ○ 排水処理施設・計測装置等の維持管理の更なる徹底 ○ 事業場内にある排水に起因するリスクの把握、災害・事故・故障を想定した対策の実施
(2) コンプライアンス意識の欠如、法及び協定の認識不足		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の届出内容と異なる別系統への送水を無届で長年継続 ○ 長期にわたる水質測定結果の不適切な取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令遵守の徹底のための教育の実施 ○ 行政への届出漏れの防止・チェックする仕組の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根本的な意識改革の実施、組織体制の変化等に応じた継続的な教育内容の見直し ○ 事業場内の点検等に係る点検項目の見直しなど内容強化
(3) 組織内外の連携不足と環境マネジメントシステムの機能不全		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上司・他部門・役員等とのリスク共有の不備 ○ 水質測定に係る組織業務体制の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 操業と排水処理の連携を図る等の組織体制の見直し ○ 業務マニュアルの改善等の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上司・他部門・役員等とのリスク共有、操業部門に対する社内の第三者部門による定期的な監査等の実施 ○ 日本製鉄の社員のみならず、排水処理・水質測定に関わる関連会社に対する教育の実施及び委託状況の確認
県の評価	問題点に対して、組織として長期にわたって適切な対策が講じられていなかった。	日本製鉄が示した対策はおおむね評価できるが、日本製鉄が示した対策の適切な履行を求める。それに加えて、二度とこのような事態を起こさないよう、更なる対策を講じるよう求める。

水質汚濁防止法及び環境の保全に関する協定に基づく違反事実及び県の対応等

指導文書に記載する事項

水質汚濁防止法の違反事実	環境の保全に関する協定の違反事実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更届出義務違反（法第7条） ○ 事業者の水質測定における排水基準の超過（法第12条第1項） ○ 水質測定結果の記録・保存義務違反（法第14条第1項） ○ 事故時の応急措置の未実施、事故の届出の未提出（法第14条の2第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前協議義務違反（協定第10条） ○ 事業者の水質測定における協定値の超過（細目協定第11条第1項、第12条） ○ 水質測定結果の保存の義務違反（細目協定第15条第7項） ○ 事故の通報の遅延、事故の発生時の未報告等（協定第14条第1項） ○ 協定値超過時の報告義務違反（細目協定第15条第6項）

県の対応 県は、指導文書の発出や立入検査の実施等、各事案に係る改善指導を適宜実施。その結果、日本製鉄は各違反に対する対策を講じており、現時点では違反状態が解消されている。しかし、法及び協定に係る種々の違反が確認されており、今後も継続して法や協定を遵守し対策を確実に履行させる必要がある。

指導内容 評価書の公表に併せて、同社に対して**指導文書を交付**する。指導文書においては、本評価書で「県が日本製鉄に対し求める対策」とした内容について記載する。今後も引き続き、事業場への立入検査等の実施や改善状況の報告を求めるなどして対策の履行状況等を確認し、継続的に指導していくこととする。また、対策の進捗状況等について、ホームページ等を活用し、積極的に情報開示するよう求める。